

経営持続化応援補助金について

1. 対象事業：新型コロナウイルス感染症の感染予防対策に要するもの。

本年4月1日に遡及して適用

※申請額が予算額に到達次第、受付終了、申請は1事業者1回限り

2. 補助対象者：以下の条件のいずれにも該当するもの

中小企業者（個人事業主を含む）、中小企業者等、大企業者のいずれかであること

町内に独立した事業者を有し、同一事業を引き続き3か月以上営んでいること

本町の町税等に滞納がないこと

※次のいずれかに該当する事業または事業者は、補助対象者にはなりません

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条中に規定する事業

その他町長が適切でないと判断する事業または事業者

3. 補助対象経費：下記について、総額5万円以上支出するもの

事業の用に供する店舗や事業所等の施設・設備・器具・備品・装置の改修・更新

※事務機器・通信機器については補助対象経費の2分の1以内

消耗品の購入などに要する経費 ※マスクや消毒液等の「使い切り品」は3万円以内

消費税は補助対象外ですので、税抜き額で計算してください

4. 補助額

補助対象経費に4分の3を乗じた額（上限10万円、1千円未満切捨て）

5. 申請方法

原則、事業着手2週間前までに裏面「チェックシート」記載の必要書類を提出

経営持続化応援補助金 申請・実績報告書（必要書類） 提出チェックシート

⇒提出時に必ず確認してください。ご不明な点は、町ホームページもご覧ください

○申請に係る書類

- 補助金交付申請書
- 事業計画書
- 事業予算書
- 補助金交付申請額算出調書
- 完納証明書 ⇒役場庁舎 1F 納税課で発行
- (個人事業主の場合) 住民票の写し ⇒役場庁舎 1F 住民保険課で発行
- (法人の場合) 履歴事項全部証明書 ⇒釧路地方法務局中標津出張所で発行
- 補助対象経費の見積書（請負契約書の写し、設備・備品購入等の見積書の写しなど）
- (工事を要する場合) 工事に係る建物平面図（工事概要が把握できるもの）
- その他町長が必要と認める書類（感染防止対策の掲示書類の写し）

○実績報告に係る書類（申請し交付決定後、事業が終了次第提出してください）

- 補助金事業実績報告書
- 事業実績書
- 事業精算書
- 補助金交付精算額算出調書
- 事業実施の前後の写真（施設外観、内部、器具及び備品等、掲示書類の掲示の様子）
- 補助対象経費の領収書等（請負契約書の写し、設備及び備品購入の領収書の写し等）
- その他町長が必要と認める書類
- 請求書（参考様式あり） ※補助金請求額の訂正は不可、金額を誤った場合は差替が必要
- 通帳の写しなど、補助金の振込先の口座を確認できる書類

○留意事項

- 補助対象経費・交付申請額に消費税が含まれていないか（消費税は補助対象外）
- 補助金交付申請額に、1千円以下の端数が記載されていないか（端数は切捨て）
- (個人営業の場合) 住所に自宅の住所を記載しているか
- (個人営業の場合) 「事業計画書」の「申請者（団体）の設立目的と組織概要」欄に「事業所名・事業所住所・開業月日」を記載しているか
- 事業終了後の申請の場合、「申請・実績報告書類」を一括作成・提出しているか
※一括提出の場合、「補助対象経費の見積書」は不要で「事業実施の前後の写真」は事業後の写真のみで可

○申請・問い合わせ先

中標津町経済部経済振興課商工労働係 TEL 73-3111 内線 365